

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.61 (2025.10.8)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



ご自由に
お持ちください

目次

- ① レイバーネット日本川柳班『抵抗川柳句集』より P1~3
- ② 一審判決の不当性 ---「音声データ消去事件」--- P3~4
- ③ 狭山緑地 巨大ローラー滑り台建設構想に反対する P4~6
- ④ 【本の紹介コーナー】『兵役を拒否した日本人』 P6~10
- ⑤ 案内・後記 P10

「自由と人権」HP



反戦ト護憲ヲ危険思想トス(笑い苺)

強制が任意任意とやってくる(乱鬼龍)

ファシズムをSNSが連れてくる(なすな)

赤紙とマイナンバーが紐づく日(一志)

投票に行かず戦に行かされる(芒野)

天皇制討てぬ程度の民主主義(乱鬼龍)

志願して戦死で返す奨学金(いりたまご)

第一条残したツケがやってくる(一志)

戦争が選挙するたび近くなり(乱鬼龍)

墓に入るその時くらい別姓で(幸柳)

『抵抗川柳句集』(レイバーネット日本川柳班 編著)より

東京新聞（2025.8.19）の本音のコラムで鎌田慧さんが紹介していた『抵抗川柳句集』を買い求めた。鶴彬の川柳は「自由と人権通信 NO.21」で紹介したこともあるが、こちらの句集も鋭い風刺が効いているものが多い。

これはというものを独断と偏見で選びだしたが、戦争への危機感を吐いたものが目立つ。この国の為政者たちが、アメリカの尻馬に載った大軍拡や、「同志国」との共同軍事演習など、いたずらに緊張を煽っていることがその背景にあるのだろう。

戦争も原発もそうだが、慣らされてしまえばそれが「当たり前」になってしまいがちな私たちの日常に風穴を開けてくれるもの、それが川柳だと思っている。

巻頭の「王様は裸だ」で柳広司さんは次のように書いている。

呆れるほど忘れっぽい生き物だ。

特にインターネットとやらが普及してからは、毎日毎時毎秒垂れ流される膨大な情報の海に呑みこまれ、流されて、私たちは本当に大事なことをすぐに忘れてしまう。

（何だったっけ？ まあ、いいや）

に、なってしまふ。

けれど、足を止めて周囲を見まわせば、新自由主義の名の下に独占資本主義が猛威をふるい、凄まじい格差が日本社会を覆っている。1 パーセントの金持ち連中が貧困層から金を巻き上げ、子どもたちに食べさせる米を求めて走りまわる母親の姿をせせら笑っている。

フクシマで原発が爆発し、首都圏の水道や食べ物からもセシウムが検出されたのは、たった 14 年前のことだ。福島にはいまでも「原子力緊急事態宣言」が発令されたままで、多くの人たちが故郷と生業を奪われ、見知らぬ土地で避難を余儀なくされている。廃炉などとても見えない悲惨な状況にもかかわらず、政府・経産省・電力会社は老朽化原発の再稼働、どこか原発新設まで目論んでいる。

沖縄では、7 割以上が反対する住民投票の結果を無視して「粛々」と基地建設が続けられている。

アメリカの空を飛べない欠陥機オスプレイが日本全国に配備されて、子どもたちの頭の上を我がもの顔に飛びまわっている。

理不尽な戦争や虐殺が世界のあちこちで起きているのに、列強諸国はこれを黙認している。

誰がどう考えても、おかしい社会、おかしい世界だ。

まことにその通りである。黙っていないで声を上げよ！ と言いたい。

原発にしがみ付いている被爆国（八金）

**本音の
コラム**


反原発の集会などに、自作の川柳を大書したむしろ旗を担いだ、作務衣姿黒縁メガネの小柄な男性があらわれる。職業も本名も知らない。でももう十数年顔を出している常連だ。乱鬼龍という恐ろしいペンネームだが、「乱」とさんと親しみを込めて呼ばれている。最近世の中、「ぼんやりとした不安」が漂う戦争と戦争の間の「戦間期」ではなく、あくまでも「戦後」でいたい、との願いが強まっている。「戦争が廊下の奥に立っていた」（渡辺白泉、1939年作）というのでは恐ろしい。まして「手と足をもうだ丸太にしかへし」（鶴彬）と

抵抗川柳句集

かま た きとし
鎌田 慧

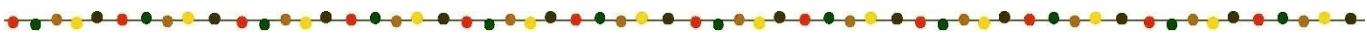
された戦傷者が出るようでは、何のための敗戦だったかが問われよう。「戦争が選挙するたび近くなり」（乱鬼龍）この句は、7月に乱さんが中心に発行した『抵抗川柳句集』に収録されている。発行所はレイバーネット日本川柳班。「さよなら原発」集会や経済産業省とか首相官邸前デモで知り合った人たちが、露天で句会をひらいて、句集を発行した。「9条の国が爆買い殺人機」（八金）「憲法の上にするする星条旗」（笑い草）「タイヒラメ接待浮上の潜水艦」（かぼす）海上自衛官と潜水艦メーカーとの接待汚職など、日常的に進行している現実を、グサリと一行で射止める。その批判精神が戦争への抵抗力となる。（ルポライター）

2025.8.19

沖縄を踏みつけ福島をこけにする（乱鬼龍）
戦場に行かない舌が勇ましい（J・ポンド）

「迷句」を読んでいるうちに自分でも一句吐きたくなった。

小便も薄めて飲めば飲用水？（とりちうむ）
（笑い草の替え歌「処理水」（『抵抗川柳句集』86頁）をヒントに）
オソマツ。



一審判決の不当性

-----「音声データ消去事件」-----

8月26日に言い渡された「音声データ消去事件」一審判決について記します。

すでにHPでも報告した通り、原告の証人尋問の申請に対し、被告代理人にその可否を問い、被告の言うとおりの申請を認めなかった（詳細は下記）裁判長（大野博隆）であり、また、結審の際に「判決言渡しにおいていただかなくても結構です」などと言うような人物の作成したものであり、全く期待などしていませんでした。判決文もたった4頁、そのうち実質的な内容（裁判官の見解と判断を記載する「判断」の部分）1頁強という薄っぺらなものです。文字数が多ければいいというわけではありません。短くすっきりと本質を言い当てているのなら、たとえ短くともそれでもよしとします。しかし判決文はそうではなかった。

判決文の要旨は次のようなものです。

本件音声データは東大和文書管理規則第2条8号に該当する「資料文書等」であり、意見陳述記録作成後はこれを消去しても違法性はない。国の保有する公文書の中にも「事務処理上必要な1年未満の期間」を定める「短期保有文書」があり、同市文書管理規則第2条8号は違法ではない。

原告の意見陳述記録の訂正内容は審査会の資料として提出されたので、原告に損害が発生したとは認められない。

被告代理人の主張そのままです。東大和市の文書管理規則のみにスポットを当て（他には目が及ばない「視野狭窄」状態になって）、その範囲内のみでの判断です。原告の示した、音声データが公文書にあたるという香川県土庄町議会による「情報公開請求却下処分」に係る2004年11月8日最高裁判所第一小法廷での判決や、同じく川崎市教育委員会による「公文書開示請求拒否処分」に係る東京高等裁判所2024年4月24日判決などについては、全く存在していないかのごとき扱いです。

更に判決文で、同市文書管理規則第2条8号が違法でないことの根拠としている「国の保有する公文書の中に」とあるという「短期保有文書」についても、根拠となる具体的な法令を示してはいません。また、本件音声データについて、「文書等(2条4号)には該当するが、本件陳述記録が作成されれば(中略)資料文書等(2条8号)に該当すると解される」(「中略」は筆者)などと、とっぴもない解釈を示しています。大野裁判官は、音声データが同規則2条4号から2条8号に変化することのおかしさを全く感じていないのです。2条4号に該当するのであれば期間を定めて保存しなくてはならず、期間が過ぎてから廃棄すればいいのです。

おかしいことは他でも言っています。「保存期間を『事務処理上必要な1年未満の期間』と定めるもの」と「保存期間を定めずに用済み後速やかに廃棄することとは表現の違いにすぎない」。とんでもないことです。保存期間を定めることと、それを定めず使用後ただちに廃棄することは全く違います。どうしてこれが「表現上の違いにすぎない」ことになるのか理解に苦しみます。

原告の損害については次のように言っています。「本件陳述記録自体は訂正されなかった」が、「原告が要求した本件陳述記録〔甲 4〕の訂正内容（中略）申立書面〔甲 5〕が審査会の資料として送付された」（「中略」は筆者）ので「原告が本件口頭意見陳述で意図した目的は達せられた」ので「損害が発生したとは認められない。」これでは何のための口頭意見陳述であったのかと言わざるを得ません。口頭意見陳述では何が話されたかという事実が問題なのです。これも被告の主張そのままです。裁判官がこの調子では司法の未来は真っ暗です（今でもかなり「薄暗い」のですが）。

大野裁判官の被告寄りの姿勢はこれに留まりません。冒頭に述べたように、口頭意見陳述で原告が言い間違っただという予断を与えるような記載をした被告準備書面（1）について、そのことを質するために原告が行った市役所担当職員に対する証人尋申請の必要性の有無を、大野裁判官は被告代理人に問い、「不要」という被告の見解を取り入れ、その申請を認めませんでした。被告にそのようなことを聞けば「不要」という答えが返ってくるのは当たり前で、本来であれば裁判官自身が判断すべき事柄です。事程左様にこの裁判官は被告の主張べったりだったのです。

9月5日に控訴状を提出しました。ただいま「控訴理由書」の作成中です。

上記判決文は自由と人権 HP「音声データ消去事件」に掲載しています。また、今後の経過は逐次 HP で報告します。興味のある方はご参照ください。



狭山緑地 巨大ローラー滑り台建設構想に反対する

東大和市が、狭山丘陵の一面にある狭山緑地に「フィールドアスレチック改修事業」と称して巨大ローラー滑り台を設置する計画があるという。すでに構想は 2023 年から始まっていて、去年は計画段階で、今年は着工の予定であるらしい。

現在この場所にはフィールドアスレチックが設置されているが、ここに「都内最長目指したローラースライダー（滑り台）の整備等の改修事業を行うものである」（2024 年 7 月 30 日「庁議付議事案書」まちづくり部都市計画課所管）されている。市はこの施設が十分に活用されていないという認識らしく、「人寄せ」をはかりたい意向のようである。民間活力導入を利用してこれを成し遂げる腹積りらしい。

市にとっても狭山緑地は「戦災変電所」と並ぶ市民の貴重な財産である。ここに民間活力導入で、しかも 27 億円もの予算をつぎ込んで貴重な自然を破壊するなど愚策中の愚策だ。しかも営利が目的だから、おそらく市民は無料で利用できるわけではない。仮に無料であったとしても、大切な里山を切り崩して遊び場を造るなどもってのほかだ。

自然にはできるだけ手を付けず、生態系を損なうことなく、人は楽しませてもらうという謙虚な姿勢が必要だ。

その後この成り行きが気になって、何人かの市議に問い合わせをした。その結果明らかになったのが以下の内容である。

尾崎利一市議のブログ【6月東大和市議会報告ピラ】を見ると、「ローラースライダー計画は白紙撤回」とある。6 月市議会に狭山緑地フィールドアスレチック改修事業予算を全額削除することが提出されたようだ。

しかし、市がこれを完全にあきらめたと見るのは早計だ。民活導入でおいしい話があれば飛びつく可能性もないとはいえない。警戒は緩められない。

公共団体に企業経営の手法を持ち込むことにそもそも反対だが、そうでなくとも都内有数の貴重な自然の宝庫である狭山丘陵に大規模に手を加え、「人工の自然」「エセの森」を造るべきではない。都民にとっても市民にとっても大切な自然を、いつかの物見遊山の対象にすべきではない。

狭山緑地の北側の谷にはもともと「狭山田んぼ」（「廻田たんぼ」との説もある）と言われた水田があり、その水源が二つ池である。二つ池から発した田んぼを巡る主な 2 本の細い流れは狭山神社北方で合流し、「前川」といわれる河川となり、柳瀬川を経て荒川に流れ込む。

前川の南岸にあるからであろう、南側の丘陵は昔から「前山」と呼ばれていた。子どものころ、「前山に行ってくる」とか「前山で見つけた何々」とか言っていたが、自分のうちの前にあるからそう呼んでいるのだと思っていたが、本当のところどうだったのか。

狭山田んぼの北側にも緑地があり、多摩湖（村山貯水池）の南岸緑地と続いている。多摩湖も含めこのあたりの小高い丘である緑地は狭山丘陵と言われ、多摩湖・狭山湖という人工の湖と共に東京都郊外の自然緑地として都民にも親しまれている。

1970 年代頃であったろうか、都市化の波がこの地にもやって来た。狭山田んぼは埋め立てられ分譲住宅として「開発」された。それと前後して多摩湖側の前川北岸にあたる山が切り開かれ、宅地化された。同時に前山にも一部手が入ったが、すぐに「開発」は止まった。うろ覚えだが、風致地区に指定されたからだったと思う。指定した主体は都か市かは定かではないが、その頃は市の条例もなかったから、おそらく都の指定になるものだったろう。ギリギリの段階ではあったが「開発」は止まった。その意味では、先見の明がある施策だったと思う。

せっかく風致地区（しかもこの地域は第Ⅰ種だ）と指定して宅地化することを食い止めたものを、市自らの手でこれをひっくり返すような愚策はやめよ。貴重な自然を観光資源の対象とし、「人寄せ」を狙ってこれを民間企業に丸投げして「遊び場づくり」をする。企業は「もうけ」が出なければ絶対に手をだしはしない。もし利用料などが発生すれば、その負担は市民が負うことになる。いつかの「人寄せ」は地元の自然と生態系に悪影響を与え、観光客に「土足で」踏み込ませ、地域環境すら危うくすることになる。

企業論理に任せておけば地域の「開発」は進むかもしれないが、自然は大きな損失を被る。失われた自然は簡単には元に戻らない。今や地方公共団体や国が「民活」を口実に企業経営の手法を持ち込もうとしている。企業はその場限りで利益が出れば何にでも飛びつく。利益を回収した後は何が起きようとどこ吹く風だ。市民・住民はその場からは簡単に離れられない。何か間違っていないか。自治体は何を置いても市民・住民のことを第一に考えるべきである。東京電力福島第一原発事故がそのことをなによりも象徴している。

話をもとに戻す。東大和市の幹部には自然観や環境に対するどのような思想があるのか。どのような考えに基づいて民間企業に委託しようとしているか疑問だ。人集め、金集めの論理で事を進めるべきではない。しっかりした自然観のもと、長期的な視点に立って自然を考えていかねばならない。そのためには公共団体の持ち味である継続性が活かせる。数少なくなったあるがままの自然を末永く保存することが必要だ。企業論理に委ねてこれを傷つけることは許されない。

里山にフィールドアスレチックを造ることも賛成できない。老朽化しているならそのまま朽ち果てさせ、撤去すればよい。自治体がなすべきは、下草刈りや落葉・落木の必要最小限の撤去と、遊歩道の整備、そしてトイレの整備ぐらいでいい。駐車場を拡張するなどもってのほかだ。できれば駐車場をなくして、郷土博物館・市役所などの駐車場を利用して P&R（パークアンドライド）シャトルバスを現地まで運行させれば環境への負荷も少なくなる。並行して「ちょこバス」の運行内容に手を加え、狭山緑地を利用しやすくすることも考えられる。駐車場は障害者用やシャトルバス用など限定的にべきだ。車の流入も減り、地元湖畔地区の生活環境に与える影響も少なくなろう。

そもそも人が多く集まればいいという発想そのものを見直さなければだめだ。それは利益を第一とする企業の論理だ。来場者は適切な数に抑えることが、来場者自身が自然の中でゆったりと過ごすことにもなる。

子どもたちには森の中で自由に活動させ、遊び方も自分で考えさせる。市民シルバーを安全管理と危険除去のために要所に警備員として配置すれば、雇用の創出にもなり、高齢者の生きがいにもつながり一石二鳥だ。

東大和市にとって戦災変電所と並ぶ市の重要な資産である狭山緑地を、企業経営の発想で「改造」するなどしてのほか。東大和市民にとっても、また都民にとっても大切な里山はできるだけ手を加えず、あるがままの生体系

を維持、保存すべきである。

市民の公共財である里山を守れ！

自然を企業利益の対象として「売り渡す」な！

市長は市民の声を聴け！



【本の紹介コーナー】

『兵役を拒否した日本人』

（岩波新書）稲垣真美

【『反戦主義者なる事通告申し上げます』】

本書の紹介に入る前に、『反戦主義者なる事通告申し上げます』（花伝社）のことについて少し触れておく。「キリスト者の兵役拒否」という重なる意味を持つからだ。ぼくは以前 FB（フェイスブック）に次のように書いた（一部改変、一部省略）。

戦前（といっても第二次世界大戦前のことであり、第一次世界大戦がはじまった 1914 年である）結核医師として渡米、研究を重ね実績を残した人でありながら、一部の人以上知られることがなかった末永敏事、彼はその生涯についても不明な点が多い。

末永は無教会主義キリスト教徒の内村鑑三を師と仰ぎ、その教えを忠実に守った。日本が中国侵略戦争に踏み出し、国家総動員法を施行した 1938 年、すでに帰国して茨木県の結核療養所で医師として働いていた末永は、同県知事の職業能力申告の求めに「反戦主義者なる事及軍務を拒絶する旨通告申し上げます」と回答した。このことにより、特高に逮捕され、起訴、収監された。出所後は医師としての仕事も奪われ、厳しい監視のもとにおかれた。そして汚名を回復する機会を得られぬまま、日本の敗戦前後に亡くなった。

末永が回答した言葉をそのまま書名にした本がある。『反戦主義者なる事通告申し上げます』（花伝社）、著者は長崎新聞記者の森永玲氏。実は、上記はこの本から得た情報である。

戦時下、国家権力に対しここまで正対して抗うことができた人物がいたことは、ぼくにとって驚きの事実であり、強い興味を抱いた。そして、もっと多くの人々に知られるべき人であると思った。

この本から教えられることも多かった。1925 年治安維持法が成立させられた当時、政府は、摘発の対象は「国体の変革を試みる結社に限定される」と言明し、一般市民には影響がないと説明していた。ところが実際は違った。つい最近の「共謀罪」提案時の政府の説明を聞くようである。

末永敏事のことも衝撃的だったが、『兵役を拒否した日本人』に出てくる明石順三とそれに連なる人々の成した事実も、激しく心を揺さぶるものがある。

【明石順三と第一次弾圧】

明石順三は 1889（明治 22）年、滋賀県の外科医の家に生まれた。18 歳の時に渡米、30 代の時にワッチタワー（キリスト教系の宗教団体。「ものみの塔」として知られ、信者を「エホバの証人」としている。本書では「エホバの証者」と表現）に出会いキリスト者となる。帰国した順三は神戸市でワッチタワーの日本支所「灯台社」を設立、1927 年には東京に本拠を移す。治安維持法が成立した 2 年後である。

著者は、「灯台社文献にみる戦争批判」として明石順三の執筆した文章を紹介している。以下『神の豎琴』『政府』とも 1930 年刊である。満州事変の発端となった柳条湖事件（1931 年）の前年である。

ー以下本書 34～35 頁ー

「工場や製造所等に関する労働状態に見るも、従業者や職工の労銀は雇主の手で益々削り取られるばかりか、雇主側は容赦もなく解雇手段を執り、今や、何百万という失業者をして喰うに食なく妻子を養い得ざる悲惨なる状態に陥れ、しかも彼ら資本家側は不義の栄華を楽しんでいるのである。一方、富める者より僅かな労銀を得て彼らにほとんど生死の権を握られている労働階級の人々の心には、益々悲哀の念が刻み込まれて行く」（『神の立琴』294頁）。

「良心の全く腐れ果てたる暴利資本家は虚偽と巨額の金を以て政府当局と民衆の投票権を腐敗せしめ、己が悪行を盛んに継続している。これら貪婪なる悪しき暴利資本家こそ黒幕の中にあつて政府の実権を握るものである。この故に政府の実権は、金を以て神と崇むる極く少数者の手に全く掌握されているのである」（『政府』16頁）。

「これら我利我欲の徒は選挙を左右して己が欲する処の人物を自由に政府の要処に置く。民衆は単に選挙の形式を踏むといえども、結果は常に資本家の意のままとなる。国民の公僕たるべき政府役人は資本家の命のままに国法を改変して一般国民の福利を無視す。かかる悪法の下に一般民衆は蹂躪され、強奪さる。ある市民は怒ってこれを法廷に争うも、正義を行うべき法廷はこれもまた強欲なる資本家の手の下に自由に支配されていた。貧しき者の法廷に勝つはほとんどの場合絶望である。有名なる一弁護士はいう。"貧富の差によって人間の力の平均の無視されること法廷におけるほどその甚しきは社会に見ざるところである。黄金は、最も有力なる弁護士を雇い入れ、各方面より己れに有利なる証拠を自由に蒐集することが出来る。而して貧しき者は法律上に有する己が権利を悉く失うのである。"」（『政府』355頁）。

かなり「過激」である。ここでいう「過激」とは、本質についているということである。そしてその内容は現代でもそのまま通用する。一見するところマルクス主義的な現状分析と批判ともとれるが（順三にはその自覚がないではなかったようだが）、本質的にはそうではない。「エホバの証者」の教義からすれば、この世界はサタン（悪魔）の組織制度に属しているとの見地から、熱狂的な社会情勢から距離を置いて現実社会を冷静に見つめることができた故の分析であり、批判であろう。

これらの文書を地方伝道や街頭・戸別訪問による配布の他、いちどに数万部を多方面に発送した。その中には宮家や議員・官僚を含むというから驚きだ。治安維持法などどこ吹く風であり、宗教的確信が無ければこれだけのことはできないし、行わないだろう。

先にも書いたように、国体変革、私有財産を否認することを禁じた旧治安維持法が1925年に施行され、1928年にはその強化（最高刑を死刑、もしくは無期懲役にするという改悪）があり、特高（特別高等警察課）が新設されている。1931年には満州事変が勃発、資本と軍部は中国侵略に本格的に乗り出したところである。当時の国家権力がこれをほっておくはずは無い。これらの文書は発禁・押収の処分を受けるに至った。

京大滝川教授事件が起こった年、1933年に灯台社は最初の弾圧を受けた。灯台社本部に対する手入れ、文書類の押収、「エホバの証者」の一斉検挙、そして日本支部長であった明石順三も4日の拘留の後釈放されている。

【2人の兵役拒否者】

特筆すべきは、順三の長男であり信者、明石真人（後に「転向」）の兵役拒否であり、同じく信者の村本一生の兵役拒否である。

真人は幼少時から灯台社の教理を自然と身につけており、小学校でも国旗敬礼拒否や祝祭日の登校拒否も、父順三から強制されるわけで行っていた（当然、叱責・見せしめ処分された）。そのような流れの中で真人は、1939年1月の入隊後1週間目に、内務班軍曹の所に行き「自分はキリスト教者として聖書の"なんじ殺すなかれ"の教えを守りたいので、銃器をお返しします」と臆することなく伝えた。この時期、通常であればそのような行為に及べば死に至るほどの拷問・懲罰が予想されたはずだが、物おじすることもなく、何のためらいもなくそう伝えたのである。

むしろ狼狽したのは軍曹のほうで、上官に処置を仰いだ。中隊長の大尉もすぐに叱責するわけでもなく、事情を質し、翌日の営倉入りを命じたそうである。軍隊内にもそのようなことを予想だにせず、対応に窮した結果であろう。隊内での取り調べにあたった憲兵にピストルを突き付けられ、「殺されてもいいのか」と怒鳴られた真人は、

「殺されても殺しません」と答えると、憲兵は「日本兵もみんなそうなれば強いものだ」と取ってつけたように言い、ピストルを机の上に置いたという。憲兵の手は震えていた。

真人は憲兵の調書に基づき不敬・抗命の罪で起訴され、軍法会議で懲役 3 年の刑を受け、陸軍刑務所に収監された。

村本一生も、入隊後の 1939 年に「神の意に添わぬ軍隊の中にいるべきではない」と決意し、淵野辺の兵舎を脱走したが、順三の諭しに応じて自ら帰営した。この時は予想された厳しい制裁もなく、軽営倉 3 日の処分となった。村本のこの行動、そして後の兵役拒否の行動も、明石真人の兵役拒否を伝え聞いたことがきっかけとなっている。

営倉から戻った村本は手入れをするべき銃を班長に持っていき、「わたしの銃はお返しします」と言い、今後は軍事教練儲けることはできないと述べた。村本は相当な覚悟をもってこの拳に及んだが、実際には班長のほうが恐怖に包まれたように真っ青になり、おびえたように押し黙ったまま、返答に窮した。とりあえず村本を営倉に差し戻し、翌日憲兵隊に引き渡された。憲兵隊では過酷な取り調べが待っていたが、極端な虐待を受けることはなかった。

村本も不敬・抗命罪で起訴され、軍法会議で懲役 2 年の判決を受け、陸軍刑務所に収監された。

【第 2 次弾圧】

灯台社関係者による軍隊内の抵抗は上記以外にも香川県で一例あったようだが、不敬罪で起訴され軍法会議で懲役 2 年の判決を受けている。

3 名の軍隊内での抵抗者が軍法会議で処断された 1 週間後、東京の灯台社は警官に踏み込まれ、関係者は一斉検挙され、印刷物やタイプライター等がすべて押収された。この弾圧が、先の 3 名の軍隊内での抗命行為が関連していたことは間違いない。同様の弾圧は東京だけではなく、地方や朝鮮・満州などの関係各所、関係者にも及ぶ大規模なものであったが、当時報道の自由はなく、メディアがこれを伝えることはなかった。

逮捕容疑は治安維持法違反と不敬の名目だったが、順三のみ特高の取り調べに回され、虐待を含む強引な取り調べが行われ、当局の筋書きに沿った調書がとられた。特高の取り調べの残虐さは他方面でも報告されているとおり、時には死に至るほどの過酷なものであったことは言うまでもない。検事調書も既定の方針に基づいて作成され、一審、二審とも傍聴禁止の秘密裁判により懲役 10 年の判決を受け、1943 年 11 月、順三は宮城刑務所に移送されることとなる。

一緒に逮捕された順三の夫人静枝も、特高による理不尽な虐待と、栃木女子刑務所での過酷な待遇のため、1944 年 6 月に病名もはっきりしないまま亡くなっている。他に多くの殉教者を出したが、それは東京ばかりでなく、地方、そして朝鮮、台湾にまで及んだ。

こうして殉教者の相次ぐなか、灯台社そのものも 1940 年 8 月、内務大臣による強制閉鎖命令によって解散に追い込まれた。

1940 年、刑務所から釈放された村本は郷里の熊本に帰ったが、陸軍刑務所におけるよりもはるかに過酷な憲兵、特高、民間刑務所などでの迫害が待ち構えていた。釈放の翌年には、信仰に従って宮城逕拝を拒否すると、臨場の憲兵などから激しい殴打を加えられた。また、灯台社再建の嫌疑をかけられ、検挙、投獄された。この地方刑務所での兵役拒否者、確信犯たる村本に対する取扱いぶりは、拷問、虐待、暴行の限りを尽くした理不尽極まるものであった。そして日本は敗戦となり、彼にも解放の時はやってきた。しかし彼は衰弱死一步手前の状態であった。

宮城刑務所に収監された順三には、厳寒の独房での過酷な処遇が待っていた。最低限の量の食事も、食糧事情の悪化に伴ってより劣悪な状態となった。暖房などない獄中で寒さと飢餓に苦しむこととなり、実際に死体となって「出所」する囚人も多かった。しかし順三は生き抜いた。1945 年 10 月 9 日、進駐軍命令によって共産党関係者と共に順三は釈放された。

解放後、鹿沼の弟の所に身を寄せていた順三のところに村本が訪れ、子弟は再会した。

【今に響く言葉】

ぼくが驚いたのは、順三が「ムソリーニを首領とするイタリアーのファシスト党、ヒトラーを首領とするドイツのナチス党」を分析し、ファシズムについて次のように述べていたことである。そしてこれは、今の日本における「参政党」などのファッショ政党にも当てはまる指摘である。順三の慧眼たることを示している。

ー以下本書 61～62 頁ー

「ファッショ運動は主義主張や理論が先ず前にあって発生したるものでなくて、運動の発展の過程に於て民衆を之に惹きつける為の必要上、種々なる口実や理由が製造され付加されて、この運動を道理化し、美化して来たに過ぎないのである。現在ファッショ運動の特徴と目さるべきものには、個人主義反対、国際主義反対、共産主義排撃、階級闘争排撃、打倒資本主義、国家の経済統制、議会政治排撃、独裁政治の確保、個人利益の無視、国民の平等、国家社会主義の徹底、戦争謳歌、理論よりも闘争、暴力の肯定等である。而して以上の諸点は之を一括して世界の独裁化を目的とするものであり、しかも之らの全部が先ず最初に国家統一の為に働き、しかる後にその独裁者を通じて国家を呑み喰わんとする、巧妙なる方法なることを知る」（『黄金時代』97号、昭和11年2月1日発行、「ファッショとは何ぞや」）

順三の慧眼はその弟子ともいえる村本一生にも引き継がれている。

村本が獄中で書いた手記について、著者は次のように述べている。

『村本一生の手記』は、冒頭から、対中国の戦争に反対し、このような戦争は日本の前途を危険に陥れるものだとの警告する。以下手記によってその論旨をたどると、蘆溝橋事件を発端とする日華事変はいまや戦線拡大を重ねる一方であり、事変のため諸外国の対日感情も悪化し、国際的にも日本は孤立無援の状態に陥った、しかも、このむずかしい局面について、民衆はなに一つ知らされないまま、いたずらに感情的刺戟的な軍部の宣伝文字を羅列満載する報道などによって戦争へ駆りたてられ、甚には殺伐な軍国絵巻がくりひろげられる。政府は、中国大陆に新政権を樹立してその政権と提携して東洋に新秩序をつくり、東洋の盟主となって日本精神で指導するなどといったが、そんなものは、事変が予想以上に拡大したのであわててつくりあげられた無責任きわまる応急標語である。「かかる誤れる指針によりて導かれ、戦争へ戦争へと狂うがごとく盲進する日本の先途こそまことに危きかな！」村本は日本の現実をみて、危険と叫ばずにはいられない、と書いている。（本書 140 頁）

まさに 現代の日本の状況を見るようではないか。

驚くべき事実はこれだけではない。戦後栃木県鹿沼市に住みついた子弟は、灯台社の伝道に取り組むかに見えた。アメリカのワッチタワー総本部からも物質的援助の用意があることが示され、戦中戦後のワッチタワー文献などを順三に供した。順三はこれらを丹念に熟読し、ワッチタワー総本部に物質的な援助を請うどころか、長文の批判書を会長 N・H・ノール宛に送付し、公式の弁明を求めたのである。

その詳細は省くが、著者はそれを 7 カ条に列挙して以下のように記している。

七項目全体にわたってみても、ひっくりめていえば、ワッチタワー本部はすでに宗教本来の目的をなおざりにして、宗教を手段として組織の拡大をはかる、世俗的営利集団への道を歩きだしているのではない、という真向からの批判となっており、その点、順三は自分の立場をそうしたものの峻別するかのよう、批判文の末尾でこう断っている。

「余はクリスチャンにて候。余は我らの主イエス・キリスト以外の何者の追隨者にて候。これなく候。従って余は今日に至るまで、ラッセル兄の追隨者にもあらず、ラザフォード兄の追隨者にもあらず、またワッチタワーの追隨者たりしことも絶無に候。而して自己のこの歩みは今後といえども絶対不変なるものにて候」（本書 186 頁）

窮地に及んでも、また、助けの手が差し伸べられても、順三の批判精神はいささかも揺らぐことはない。見上げた心意気だ。こうして戦後の明石順三は伝道の実践活動からは離れた。その後鹿沼市で静子夫人と再婚し、読書と

執筆の静かな歳月を送った。順三はその死の4ヵ月前の『高志人』（1965年7月）の論考で、日本の平和問題に絡んで次のように述べている。

（日本の憲法第九条）の条文は一言にして尽すと、「日本は今後戦争は絶対に致しません。従って、軍備一切は全廃します」ということを全世界に向けて端的明白に声明したことになる。（中略）それを以て、一かど、日本が世界における唯一の平和国家たることを自発的に宣言して、範を全世界に垂れたるものの如くに考えている者があるとすれば、それは余程の大馬鹿者といわなければならぬ。

何から何までが胡麻化しづくめのこの世の中において真の意味における平和国家などというようなものは決して存在し得ないのだ。その最も好適な例は、世界における唯一の「平和国家」を標榜する日本が、戦力排斥を主張する憲法第九条の僅か百字にも満たざる短い条文をヒン曲げネジ曲げて、警察（予備）隊だ保安隊だ、防衛だ自衛だと、あの手この手の口実や詭弁を弄して、遂に今日の強力な陸海空三軍の実戦力を造り上げた事実を徴しても明白である。

だが、その程度内にとどまっているのなら、それも自国の安全を護るための「家庭の事情」によるのだ、という弁解も成り立たないわけではないが、しかし、自国防衛のための兵器軍需工業の埒を越え、その余力を不必要に拡大して物騒なそれらの生産物を他国へ輸出し、それによって暴利を稼ぐということになると事態は全く異なってくるのだ。

如何に詭弁を弄しても武器兵器は殺人と破壊のための道具だ。世界の諸国に魁けて平和国家なることを宣言し、また事ある毎に、そのことを広告宣伝する日本が、人間殺害のための兇器を他国へ売りつけるが如き行為は絶対に許されない筈だ（本書 192～193 頁）

もはや何も言うことはないだろう。ぜひ本書を手にとって、直に読んでいただきたい。



サンホセの会 10 月定例会

【日時】10月19日（日）

午後1時30分～3時30分

【場所】ほっとスペース「和田さんち」

東大和市清水4丁目972-33（右の図参照）

「ちょこバス」清水大橋 徒歩数分

★送迎が必要な方は前日までにお申し出ください。

【テーマ】平和市民のつどいの在り方についてなど

※オンライン参加希望の方は18日（土）までにご連絡

ください。当日10分前になったらメールします。

オンラインはJitsi Meetを使用します。



【後記】「本の紹介コーナー」、調子に乗って書いていたら通信の半分近くになってしまった。初めに紹介した『反戦主義者なる事通告申し上げます』もそうだが、『兵役を拒否した日本人』は思わず引き込まれ、一気に読んでしまった。そして何度も戻って読み返した。今でも十分に通用するような示唆に富んだ言葉がたくさん出てくる。それは筆者が引用している1930年代から40年代の明石や村本の言葉だ。ぼくが下手な解説をするよりは、じかにその文に触れてもらった方が良いと思い引用が多くなった。この本の初版が1972年だから、小さな本屋さんには置いてないかもしれない。図書館でも探してください。／東大和市に限らないが、「民間活力導入」のはやし文句で、国や自治体が公共財を民間企業に丸投げする例が増えている。経費削減を口実に、市民や住民の財産を儲けの対象にさせることを許してはならない。役所も市民も目を覚ませ！



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。